# 道路脇からの倒木に衝突し、走行中の自動車が損傷した事故について、国家賠償法2条1項に基づき 損害賠償請求がなされた事例

(平成30年6月27日奈良地方裁判所民事部判決)

国土交通省 道路局 道路交通管理課

# 主文

- 1 被告は、原告に対し、59万8645円及びこれに対する平成28年7月3日から支払済みまで年5分の 割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。
- 3 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

# 事実及び理由

# 第1 請求

主文第1項と同旨

## 第2 事案の概要

本件は、〇〇県道を走行中の原告所有の自動車に同県道脇からの倒木が衝突し、上記自動車が損傷した事故(以下「本件事故」という。)について、原告が道路管理者である被告に対し、国家賠償法2条1項に基づき、損害賠償を求めている事案である。

- 1 前提となる事実(証拠を掲記したものを除き、当事者間に争いのない事実又は弁論の全趣旨により容易に認められる事実)
  - (1) 本件事故の発生(甲1)

発生日時 平成 28 年 7 月 3 日午前 11 時 50 分ころ

発生場所 ○○県○○市○○町○○番地○先の○○県道○号線○○線(○○道路)東向き

事故態様 原告が、原告所有の自動車(以下「原告車両」という。)を運転して、上記県道(以下「本件道路」という。)の第1車線を東に向かって走行中、進行方向左側(本件道路北側)か

ら木が倒れてきて、原告車両に当たり、原告車両が損傷した。

(2) 被告は、本件道路の道路管理者である。

## 2 主な争点及びこれに関する当事者の主張

(1) 本件事故態様、原告の過失の有無、過失相殺の可否

### ア 被告の主張

本件事故現場付近は見通しが良いこと、原告主張の倒木落下開始箇所、倒木の長さ、倒木の先端が下を向いて垂れていたことからすれば、原告車両を運転していた原告からは、本件道路北側斜面の樹木が本件道路に張り出し、生い茂っていることを十分確認可能であった。そうすると、原告は、上記樹木の先が重量に耐えかねるなどの理由で折れて本件道路に落下してくることを十分予測可能であった。また、交通量が少なかったのであるから、本件事故現場手前で走行車線に車線変更するなどして倒木との接触を回避することも可能であった。さらに倒木が原告車両を直撃したのではないことからも、原告にも前方不注視、危険回避義務違反等の過失が認められる。よって、応分の過失相殺がなされるべきである。

### イ 原告の主張

原告は、本件道路の第1車線を時速50キロメートル程度の速度で走行し、本件事故現場にさしかかったとき、突然、左側から目の前に木が倒れてきて、ブレーキを踏む余裕もなかったものであり、本件事故を予見することも回避することも不可能であった。よって、原告に過失はない。

(2) 原告車両の損傷箇所、損害額

## ア 原告の主張

本件事故により、原告車両の前部、底部、左側面後部が損傷した。その修理費用は 54 万 4223 円 である。本件事故と因果関係がある弁護士費用は、修理費の 10 パーセント(5 万 4422 円)が相当である。

#### イ 被告の主張

本件事故による原告車両の損傷箇所は、前部及び底部のみであり、その修理費用は 15 万 7442 円 である。

# 第3 当裁判所の判断

## 1 本件事故態様、原告の過失の有無、過失相殺の可否

- (1) 前提事実の他、証拠(甲2ないし4、6、7、13、乙1ないし3、原告本人)(枝番を含む。)及び弁論の全趣旨によれば、次の各事実が認められる。
  - ア 本件事故当時、本件事故現場である本件道路(東向き)の北側に面した擁壁上に樹木が生い茂っており、それらの枝が第一車線の上空に張り出していた。
  - イ 原告は、○○県○○市内で請け負っていた防水工事現場に向かうため、原告車両を運転し、本件 道路の第一車線を時速50キロメートル程度の速度で走行していたところ、突然、左前上方から黒 い影が下りてきて、原告車両の下の方でドドンという音がして、何かが衝突したような衝撃を感じ たが、そのまま5分くらい運転を継続し、防水工事現場に到着後、警察に電話をかけ、本件事故の 発生を知らせるとともに、原告車両の損傷状況を確認した。その後、原告は、警察署に赴き、本件 事故の報告を行い、警察官から原告車両の損傷状況の確認を受けた。

#### 2 道路行政セミナー 2021.6

- ウ 本件事故の翌日、原告が本件事故現場に赴いた際、本件道路北側の擁壁下に折れた枯れ木(以下「本件枯れ木」という。)が落ちていた。本件枯れ木は、長さが2メートル近くはあり、根元側から3分の2程度の位置で折れ曲がっており、その先が先端に向けて二方向に枝分かれしていた。また、本件道路北側の擁壁上には、折れた痕のある立木や既に折れて擁壁下に落ちかけている木等があり、擁壁下には本件枯れ木の他にも折れた木が複数落ちていた。
- エ 本件事故後、同年8月上旬ころまでに原告自身及び修理工場において、原告車両の損傷状況を詳しく調べた結果、前部のナンバープレートが曲がり、かつ、同ナンバープレートに左上方向からの擦過痕があること、左前角部(左ヘッドランプ、フロントバンパー左前部)に傷があること、前部右下部(ラジエータ下部)に傷があり、かつ、木片が付着していること、前部左下部(ラジエータ付近)に傷があり、かつ、木片が挟まっていること、左側面後部(左リヤドア、リヤバンパー等)に擦過痕があることが確認された。また、同年11月上旬ころ、修理工場において原告車両を再度調査したところ、上記損傷以外にラジエータ液が漏れた痕があり、かつ、ラジエータ液がほぼなくなっていることが確認された。
- (2) 前記認定の本件事故の発生状況、本件事故後に確認された原告車両の前部及び底部(前部左右下部)の損傷状況、とくに前部のナンバープレートに左上方向からの擦過痕があることに照らすと、原告車両が本件事故現場に到達する直前に本件道路北側の擁壁上から木が本件道路側(南側)へ倒れてきて、路面に着地する前に原告車両の前部と衝突したこと、上記倒木が本件枯れ木であると断定するには足りないが、衝突時、上記倒木は、その先端が原告車両の右前部に達する長さがあったことが認められ、このような衝突との時間的近接性や進路の閉塞の程度によれば、運転席にいる原告が上記倒木を認識し得た時点で衝突回避の可能性があったとは認められない。また、本件事故現場北側の樹木の繁茂状況が直ちに倒木の落下を予見し得べき事情であるとは認められず、本件全証拠によるも、他に、倒木の先端が落下開始前から下を向いて垂れていたなど、ハンドル、ブレーキ操作による回避が可能な地点で倒木の落下を予見し得る事情が存在したことは認められない。したがって、原告に過失は認められず、本件事故による原告の損害について過失相殺をすることはできない。
- (3) 前記認定の本件事故現場北側の擁壁付近の状況によれば、本件事故の相当前から上記擁壁上には本件道路に落下して一般車両の通行に危険を及ぼすおそれのある枯れ木等が存在していたと認められ、道路管理者である被告は、上記危険を事前に予測し、その除去、防止措置を講じることが可能であったと認められる。しかるに、上記措置が講じられていたことは認められないから、被告による本件道路の管理には瑕疵があったと認められる。したがって、被告は、原告に対し、国家賠償法2条1項により、本件事故により原告に生じた損害を賠償する義務がある。

#### 2 原告車両の損傷箇所、損害額

(1) 原告車両の前部及び底部の損傷が本件事故により生じたものであることは争いがない。また、本件事故の原因となった倒木は、本件道路北側からのものであり、原告車両の左前角部にも衝突の痕があることからすれば、原告車両の前部及び底部と衝突したのは、上記倒木の先端寄りの部分であると推認され、上記倒木は路面に着地する前に衝突していることにも照らすと、衝突により上記倒木が損傷を受けて車体の左外側に位置していた根元寄りの部分が車体の左側面後部に接触し、同部を損傷させた可能性は合理的に考えられること、左側面後部の損傷が別の機会に生じたことを窺わせる証拠はないことにも照らすと、原告車両の前部及び底部の損傷のみならず、左側面後部の損傷も本件事故により生じたものと推認される。また、底部の損傷状況によれば、ラジエータ液の漏れも本件事故で受け

た損傷に起因するものと推認される。

(2) 証拠 (甲12) によれば、前記認定の本件事故に起因する原告車両の損傷の修理費用は54万4223 円であると認められる、また、原告が本件事故による損害の賠償を受けるため、本件訴訟の提起及び追行を弁護士に委任したことは当裁判所に顕著であり、本件事案の難易度、審理経過、認容額等を総合すると、弁護士費用相当の損害として5万4422円が相当である。したがって、損害額は合計59万8645円である。

## 3 結論

以上によれば、原告の請求は、全部理由があるから認容することとし、仮執行免脱宣言は、必要性が 認められないから付さないこととし、主文のとおり判決する。